

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成21年3月17日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成21年3月17日 火曜日
開 会 午前10時01分
散 会 午後2時40分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第5号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第6号議案 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第29号議案 包括外部監査契約の締結について
- 8 乙第30号議案 全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
- 9 乙第31号議案 西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
- 10 乙第40号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 11 乙第43号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 12 陳情平成20年第83号、同第86号、同第87号、同第101号、同第127号、同第151号、同第163号、同第178号から同第180号まで、同第190号、同第191号、

陳情第10号、第58号及び第59号

出席委員

委員	長	當	間	盛	夫	君
副委員	長	山	内	末	子	さん
委員		島	袋		大	君
委員		吉	元	義	彦	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		浦	崎	唯	昭	君
委員		崎	山	嗣	幸	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		前	田	政	明	君
委員		金	城		勉	君
委員		糸	洲	朝	則	君
委員		新	垣	清	涼	君
委員		玉	城	義	和	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部	長	宮	城	嗣	三	君
総務統括	監	杉	浦	友	平	君
総務私学課	長	真	栄	城	香	代子さん
人事課	長	當	間	秀	史	君
人事課行政管理	監	謝	花	喜	一	郎君
財政課	長	小	橋	川	健	二君

税 務 課 長 下 地 功 君
管 財 課 長 武 内 孝 夫 君
教育委員会人事管理監 山 田 保 君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第5号議案から乙第7号議案まで、乙第29号議案から乙第31号議案まで、乙第40号議案及び乙第43号議案の11件及び平成20年陳情第83号外14件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○**宮城嗣三総務部長** ただいま議題となりました乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

お手元の平成21年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その3）をごらんください。

1ページをお開きください。

この議案は、沖縄県南部林業事務所が、平成21年4月に完成する南部合同庁舎に同年6月1日付で移転することに伴い、同事務所の位置を南風原町から那覇市に改めるため、沖縄県行政機関設置条例の一部を改正するものであります。

以上が、乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例の内容であります。

なお、本条例は、平成21年6月1日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 休憩をお願いいたします。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から議案の内容について確認が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 よろしいです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 先ほどの議案書の2ページをお開きください。

乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、説明をいたします。

この議案は、沖縄県人事委員会の報告並びに国及び他の都道府県の職員の勤務時間の改定を考慮し、県の職員及び県費負担職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分に改定するとともに、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員の勤務時間につきましても通常の職員との均衡を考慮し改定するものであり、また、裁判員制度に基づき裁判員に選任された職員の特別休暇に関する規定を整備するため提案するものです。

以上が、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の内容であります。

なお、本条例は、勤務時間の改定等については平成21年4月1日から、裁判

員に選任された職員の特別休暇は平成21年5月21日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 1日8時間を7時間45分、週40時間を38時間45分ということになるわけですが、国あるいは他の都道府県の勤務時間の改定を考慮しとなっておりますが、そのことを説明してください。

○**宮城嗣三総務部長** 国につきましては人事院の勧告に基づきまして、ことしの4月1日から15分短縮して同じような勤務時間になる予定でございます。他の都道府県の状況でございますが、平成21年4月1日実施予定が47都道府県中21団体、平成21年度の途中から実施する予定の団体が4団体で、合計で25団体が今年度中に実施をすると。平成22年4月1日実施予定が4団体で、ことしの1月に調べた段階では、17団体がまだ未定という形になってございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○**宮城嗣三総務部長** 4ページをお開きください。

乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て、説明をいたします。

この議案は、人事評価制度の評価期間を4月1日から3月31日までを1評価期間に改めたことに伴い、評価結果を給与等に反映させる方法を改めるため、沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

具体的には、(1)人事評価制度の評価期間の変更に伴う規定の整備を行うこととする、(2)学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理を行うこととする。

以上が、乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。

なお、本条例は、平成21年4月1日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** この人事評価制度のねらいと状況についてちょっと説明してください。

○**當間秀史人事課長** まず最初に人事評価のねらいですけれども、これは適材適所の人事配置、それから張り張りのある給与処遇、そういった適切な人事管理を行うことと、組織の活性化、人材育成の活用を目的として実施しております。現在、課長級以上の管理職を対象として、能力評価、実績評価を行っているところであります。この評価の特徴としては、評価につきましては被評価者の自己申告制ということになっておりまして、被評価者と評価者がお互いにコミュニケーションをとりながら自己の評価について話し合っていくというシステムとなっております。もちろん苦情相談制度も設けられておりまして、これについて両方で決定した評価点数について苦情がある場合は人事課あるいは各部のほうで苦情を受け付けるということになっております。なお、管理職以外の職員については平成21年度、平成22年度の試行を予定しているところでございます。

○前田政明委員　今は管理職でやられているということですか。

○當間秀史人事課長　今のところは課長級以上の管理職を対象としております。

○前田政明委員　人を評価するということで、お互いの意思の疎通とか、いろいろな意見を述べるのがなかなかできにくいとか、そういうことでの悩みだとか、苦悩じゃないけれども、信頼関係とか、そういう面での評価されるという形の中で働くというのがかなりストレスになって、心の病とは言いませんが、本来の自由闊達な個性を生かして働く雰囲気というのが危ぶまれるかなと推測しますけれども、そういう心配はないんですか。

○宮城嗣三総務部長　先ほど人事課長から制度についての説明がありましたけれども、実は実績評価という部分では、年度の初めにその個人の年度の目標を設定し、それについて上司の方と相談するという形がございます。したがってそれぞれの業務について、今は課長級以上ですが、上司と部下がお互いに議論しながら業務を進めていくというところで、逆に非常に有益ではないかと考えております。

○前田政明委員　課長クラス以上の自殺者というのはいないんですか。

○宮城嗣三総務部長　申しわけございません。今は掌握はしておりませんが、持ち合わせの資料では平成18年度以降はいないということでございます。

○前田政明委員　休憩をお願いします。

○當間盛夫委員長　休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から導入時期について確認があり、執行部から平成16度、17年度試行、平成18年度から課長級以上を対象に実施との説明がされた。)

○當間盛夫委員長　再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 平成16年、平成17年はいないということですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮城総務部長から自殺を原因とする死亡者数は把握していないとの説明がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 私はこういう評価をするというのはどうかなと思っているんですけども、例えば県庁職員の中の管理職の心の病といいますか、休職されている方は何名くらいいるのですか。

○當間秀史人事課長 平成19年度の調べなんですけれども、平成19年度の休職者につきましては34名です。そのうち精神疾患が22名となっておりますけれども、管理職については特に統計をとってはおりません。

○前田政明委員 もう一度お願いします。

○當間秀史人事課長 平成19年度の結果ですけれども、休職者数が34名で、そのうち精神疾患による休職者は22名となっております。これは知事部局で、管理職なのか一般職員なのかは区別しておりません。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮城総務部長から精神疾患を原因とする管理職の休職者は、聞いたことがないとの説明がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 先ほど精神的な病気で34名ですか。私が心配するのは、この評価システムの流れの中で、それぞれ評価されるという形で、拘束されたりとか、本来はもっと地方公務員法とか憲法とかその他に応じて議論されてもいい

のではないかと思うんですが、余りにも管理体制というか、そういう面ではどうかかなと思ひまして。そしたら、このことについては一般職も含めて引き続き評価システムを広げていくという形で理解していいわけですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほどの説明は管理職で、平成16年、平成17年試行で、平成18年度から実施しているということでございます。一般職につきましては平成21年度から試行をしまして、平成22年度まで試行する予定でございます。あと1点、国の動きもございまして、新公務員制度が入ってくれば、本格的な施行が始まるのかなということでございますが、今のところまだ公務員制度は改定されてございません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この評価や昇給、手当とかを含めて、先ほどの説明の中に当初年度初めに目標をつくって、それに対してということがありますよね。例えば民間であればそれぞれの売り上げ目標など、いろんなものがあってはっきり目に見えて評価ができるということがあるけれども、公務員というのはなかなか難しいですよ。数字的なものとか、成果に対する評価というのは非常に難しいと思うんですね。評価の仕方というのはどうなるんですか。

○宮城嗣三総務部長 おっしゃるとおり民間では売上高とかという第三者的な客観的な目安がございましてけれども、公務員につきましても例えば具体的に数値があるものについては数値を目標にしまして、例えば何パーセントまで目標にするとか、そういう形でできるだけ客観的に評価できるような形で目標は設定しております。

○照屋守之委員 評価というのは非常にいいことなんじゃないかと思うんですよ。公務員というのは3年もたてば、どっちかという仕事をやるよりはやらない方向に向かっていくというような、組織的に、そういう組織だということですよ。1年目は一生懸命頑張ろうとするけれども、だんだん組織になれていくとまあまあというような形になるということですよ。だからそういう組織風土というのを変えていく。それと先ほどの精神的な疾患ということなんだけれども、この評価制度によってプレッシャーがかかるとか、そういうことも考えられるんですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども説明したとおり、現在のところでは課長クラス以上で実施しておりまして、通常の業務の進め方について、例えば上司と部下が意見交換をする場を持つ、ないしはその都度気づいたことについて指導をするということ、逆に業務に対するコミュニケーションと申しますか、そういう場は広がってきているのではないかと認識しております。逆にそういう意味ではプレッシャーとかそういうことではなくて、相談する場が数多くふえてくるということ、理解しております。

○照屋守之委員 どんな仕事でもそうだと思うんですが、嫌々ながらやるとか、不満を持ってやると精神的にはよくないですね。だからお互いの仕事もそうだけれども、そういう仕組みを何のためにつくるといったら、ある程度そこには県民がいるわけで、県民のためにそういうことをやる、県政発展のためにはこういう仕組みがいいということ、やるわけだから、その辺はある程度、職員の方々も理解してもらって、こういう仕組みが我々のやる気をもっと高めていく仕組みにつながって、それが県民サービスの向上というものにつながっていくんだよという確認をしないと、それぞれの職員が何で今まではこういうことはやらないのに、いちいちチェックをしてということになっていけば、不平不満が出てきて、それが逆に仕組みが逆の効果にあらわれていくということになっていきますよね。だから私はもっと県民サービスのために我々がどうあるべきかということを含めて、きちんとやっていかないと、こういう仕組みというのは機能しないんじゃないかと思うんですね。その辺はぜひよろしく願います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今回は時期を変えようということですよ。4月1日から3月31日までやっていたのをいつからいつまでという形に変えるんですか。

○宮城嗣三総務部長 従来は逆でございまして、年でやっていた部分があるんですね。1月から12月という評価期間を設けてやっていたんですよ。そうしますと1月から3月までの部分が4月に人事異動があるものですから、1月から12月という形でやっておりますと評価者と被評価者がかわる可能性があるものですから、年度で評価期間を改めるということに変えたいということ、ござい

ます。

○新里米吉委員 確認しますが、1月から12月までやっていたものを4月から3月に改めるということですね。

○宮城嗣三総務部長 能力評価についてはおっしゃるとおり、1月から12月までを4月から3月までに改めるというのが1点ございます。それからもう一つの実績評価につきましては、期末勤勉手当に反映させておりましたので、1月から6月の部分と、それから7月から12月の分ということでやっておりましたけれども、これも4月1日から3月31日までという評価期間に改めたいということで考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 続きなんですけれども、1月から12月で、先ほどの実績ですか、業績評価が12月から6月と期末手当に反映されていますよね。新しくなった場合の評価の仕方なんですけど、これをちょっと説明お願いします。

○宮城嗣三総務部長 先ほども申し上げましたように、例えば1月から12月までということで評価期間を設けますと、4月1日にちょうど人事異動がある。定期人事異動があるんですね。そうすると評価している人と評価されている人がかわる可能性があるんですよ。これがかわると途中で評価のあり方が変わってくるものですから、定期人事異動に合わせて4月1日から3月31日までに両方を評価期間としたいというのが一つございます。それから先ほどの期末勤勉手当については、前の年の1年分を翌年に反映させるということで考えているということでございます。

○新垣清涼委員 職員の手取り、給与には影響はないんですか。1年おくれますよね。

○當間秀史人事課長 これにつきましては、職員が定年退職するまでの間を、今の1月から12月で評価した場合の給与への反映と4月から3月まで評価した場合の給与への反映についてシミュレーションをしたところほぼ変わらないという結果が出ています。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○**宮城嗣三総務部長** 9ページをお開きください。

乙第5号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

特殊勤務手当は、勤務の特殊性に着目して支給される手当ではありますが、社会経済情勢の変化や業務内容等を勘案し、手当の種類を見直すとともに、支給要件又は支給額を改める必要があります。

具体的には、家畜保健衛生手当ほか3種類の手当を廃止し、社会福祉手当ほか5種類の手当の支給要件又は支給額を改めることとなります。

以上が、乙第5号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。

なお、本条例は、平成21年4月1日より施行することとしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 特殊勤務手当を改正する条例ですが、この中の県職員の育児休業に関する条例の改正があるんですが、この育児休業の中における非常勤職員が該当していない理由、根拠の説明をお願いします。

○當間秀史人事課長 これについては非常勤職員は含まれておりません。

○崎山嗣幸委員 これは非常勤職員が含まれていない理由について説明できますか。条例の根拠といますか。

○當間秀史人事課長 基本的に手当というものは、本務職員が対象となる業務に従事した場合に支給されるものでありまして、非常勤職員につきましては手当の対象とはならないということであります。

○崎山嗣幸委員 そういうことを聞いているのではなくて、県職員の育児休業等に関する条例の中から非常勤職員を除斥しているのではないかということを知っているから、なぜ非常勤職員はそこに該当させないのかということを知っているんです。それは除斥されたら手当がつかないのは当たり前だから。もとの根拠を知りたいんです。該当させれば手当はつくでしょう。

○當間秀史人事課長 育児休業につきましては、地方公務員法の育児休業等に関する法律というのがございまして、それによりまして、いわゆる非常勤職員につきましてはこの法律の適用が除外されているということになります。

○崎山嗣幸委員 県職員の非常勤職員というのは何千人いる中でほとんど女性職員が多いと思うんですが、御承知のように平成15年7月に次世代育成支援対策推進法ができて、そのことは知事も含めて少子化対策として、これは十分に育児休業、正職員だろうが非常勤職員だろうがとらせるという仕組みが今の世の中の制度だと思うんですが、今説明の中にあつたことは地方公務員法で適用除外にしているということを知っておりますけれども、これはなぜ次世代育成支援対策推進法の精神と申しますか、それに反してこういうことを制定したのかと私は聞いているんです。

○當間秀史人事課長 現実的な問題として、非常勤職員の場合は6カ月更新の2回までということ、1年以内ということになります。そうした場合にはその中において、育児休業をとった場合は、基本的に育児休業から明けた場合は退職期間になってしまうということがあろうかと思えます。

○崎山嗣幸委員 非常勤職員は6カ月の範囲だけじゃなくて、1年とか3年と

か5年という有期雇用を設定する非常勤職員もいますでしょう。実態は半年雇用だけじゃないでしょう。

○當間秀史人事課長 非常勤職員といってもいろんな形態がございまして、いわゆる地方公務員法第3条第3項に定める非常勤特別職というのがあります。これはいわゆる一般的には嘱託職員と呼ばれておりますけれども、この方々につきましては1年単位で最長3年まで、やむを得ない事情があるときは5年までは認めるというのが一つです。それからもう一つ、一般的に賃金職員と言われている職員がございまして、これにつきましては1年単位で6カ月更新の1回更新までということで1年ということで雇用している状況であります。ですから、今おっしゃっているのは嘱託職員の部分に当たろうかとは思いますが、嘱託職員につきましても、1年単位の更新ということで、基本的には1年で、年度年度更新という考え方があります。

○崎山嗣幸委員 だからこの中において1年を超す非常勤職員もいるわけですよ。それで私が聞きたいのは、法の精神というか、やはり少子化時代の中において、やはり安心して子供が産めて、育てることに対する社会の仕組みをつくらうということで、雇用主も含めてそういうことを求めているのが次世代育成支援対策推進法なんですよ。それを県政の中において、縛りをかけて職員は子供を産んでいい、非常勤職員は手当をしないというような仕組みをやはり制度そのものがおかしくなる欠陥なんですよ。それは非常勤職員、正職員関係なく法の定めるものについては支援するのが定めだと私は思っておりますが。

○當間秀史人事課長 先ほど具体的なお話と申し上げましたが、実は嘱託職員につきましては月16日以内の勤務となっております。そうした場合に、月16日以内の勤務で得られる対価というのはそれほど多くはございません。そうした場合において育児休業というのはそもそも無給でございますから、そういった中で無給の休業というのはかなり厳しいものもあるんだろうということもあろうかと思えます。

○崎山嗣幸委員 聞きますけれども、私が知る限りにおいて、県がつくっている次世代育成支援行動計画等の中におきまして、各自治体において非常勤職員まで該当させている自治体があるんですよ。この事例をお願いします。ないのかあるのかの事例をお願いします。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、杉浦総務統括監から育児休業制度の内容及び非常勤職員の任用期間との関係についての補足説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

當間秀史人事課長。

○當間秀史人事課長 残念ながら他都道府県及び県内市町村の状況は調査してございません。

○崎山嗣幸委員 私が知る限りでは東京都港区役所とか兵庫県宝塚市とか、これは1カ所、2カ所だけじゃなくて何十カ所となく各市町村においては、この法の精神に基づいて非常勤職員であろうが、育児休業については認めるシステムができていますよね。それで私は手当の関係を聞いたんですが、そこを含めて例えば地方公務員法上の臨時職員は1年ですよね。非常勤職員、嘱託職員も3年、5年の雇用どめをさせていることも含めて、皆さんは機械的に言うのではなくて、こういう実態に伴うものに対して、やはり子供を産んで育てて、安心していけることを行政がやはり支援するということが法の精神なんです。法の精神のもとで、細かいことは私はわかりませんが、それを含めて皆さんがサポートしているという仕組みが、支援するということにもっていかないとか改革もできないし、また少子化対策を含めて推進できないと私は思っていることを言いたいんであって、皆さんが機械的にこれは法律で除外されていますと簡単に言っているけれども、そうではなくてつくっていくというシステムが大事じゃないかと私は聞いているんです。それで今何千名と女性職員がいっぱいいると思いますが、非常勤職員の皆さんは育児休業をとりたくても、沖縄県においてはとれないというのが実態なんですよね。1年で切れてという仕組みをとっているんだけれども、改めて有期雇用の分も含めて、それで皆さんが言っている部分で有期雇用の分で外郭団体のことも含めて3年、5年となっていますよね。そういうことを皆さんは地方公務員法じゃなくて労働基準法の適用の中で、県が外郭団体における分に対して支援をしていることはやっているんですか。地方公務員法には該当しない、仮に今回問題になった財団法人おきなわ女性財団の嘱託員の3年雇用がいますよね。そこはそういうのは認められているんですか。地方公務員法は適用しないんですよね。外郭団体は3年ですよ

ね。

○宮城嗣三総務部長 今回の育児休業の件については、実は正職員であっても1年で育児休業をとるわけですが、最長3年まで育児休業がとれるようになっております。ただし、その間は給与は差し上げませんという状況です。したがってまして賃金職員については先ほど説明しましたように、雇用期間は半年更新の最長1年でございますので、育児休業を上げても次の状況にはつながらない。例えば半年働いていただいて、育児休業を半年あげても、その間は無給になるわけです。そうすると相手方にもメリットはございませんし、こちらも上げるという意味がないのが1つ、それから先ほどの嘱託員の運用につきましても、それぞれの外郭団体につきましてもそれぞれの運用があると思いますが、基本的には県の外郭団体については、県に準じて運用するようにとということをお願いはしてございます。

○崎山嗣幸委員 県の外郭団体といっても、向こうは地方公務員法適用外だから、やはり労働基準法の適用という意味で、さっき言った法律の精神に基づいて適用させるべきじゃないですか。

○宮城嗣三総務部長 それについてはそれぞれの団体で考えるべきだと思いますが、基本的には我々としては県に準じて運用してくださいとお願いは、現在のところしているところでございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、崎山委員から臨時的任用職員及び嘱託職員等非常勤職員の任用期間について確認があり、執行部から本県の非常勤職員等の任用期間はすべて基本1年であるが、1年単位で通算3年まで更新可能な職種もあるとの説明がなされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 私は極めて不満なんです。これは次世代育成支援対策推進法については公務員の職場であれ、民間の職員であれ、この制度を適用するというのが法律の趣旨なんです。これを皆さんは先ほどから言っているように、

細切れで切っていることを理由に該当しないんだと言っている。これは各自治体においては東京都港区役所も調べてみてください。それから兵庫県宝塚市も調べてみてください。ほかの自治体においては非常勤職員関係の要綱をつくって該当する仕組みをつくっている。そして身分を守っている。子どもを産んで、安心して休んでまた復職できるようにしている。こういう制度を積極的につくって初めて日本の少子化時代に対策できるんだということを含めて言っているんだって、知事だってこの次世代育成支援対策推進法については推進すると明確に言っているではありませんか。この法の精神を生かすことの前向きさが無いということを私は指摘しているのであって、皆さんの細切লেরな臨時的任用職員の問題、嘱託職員の問題、非常勤職員であるならば、別に半年で切れる人に対して適用しなさいとは私は言っていないですよ。これは何千名いる中において救える人がいると私は思うわけですよ。それを皆さんはそのことを考えていかないと、日本の少子化対策について、これは後退的な発想じゃないかと言いたいわけなんですよ。私はこれは皆さんに要望して、これから各自治体を調べて、非常勤職員に対しても適用できることを含めて、検討してもらいたいということで、総務部長の見解をお願いします。

○宮城嗣三総務部長 崎山委員の今の話については貴重な提言として承りたいと思っております。我々としましては、現時点での地方公務員法の中で、臨時的任用職員、非常勤職員については運用しているという考えでございますが、いま一度他県の状況も調べてみたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 私は各自治体の事例を示しましたので、これは日本の趨勢として、そういう方向に向かっていることを含めて、これを後退することがあってはならないようなことも含めて、非常勤職員にも該当させる、または細切れるな採用はやはり脱法行為も含めて改革するということも含めて、私は希望して質疑を終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 先ほどの総務部長の説明の中でありました社会福祉手当と残り3件とありましたけれども、具体的にはどういう手当が該当するのか、御説明をお願いします。

○宮城嗣三総務部長 特殊勤務手当につきましては、社会福祉手当、浄化処理作業手当、用地等交渉手当、税務手当、病虫害防除指導手当、定時制夜間勤務手当について改定するものでございます。それから冒頭に説明しました廃止するという部分でございますが、家畜保健衛生手当、職業訓練手当、農業教育指導手当、航空機整備業務手当、これについては特殊勤務手当を廃止いたしますけれども、別途給与上の措置として、調整数というのがございますので、そこに移行するという考え方でございます。

○山内末子委員 今説明がありました手当の廃止あるいは改正ということなんですけれども、これが出た背景といいますか、今の手当の分だけ出ていきますけれども、ほかにも該当する手当等がこれからも出てくるのか、その辺の説明を出てきた背景と今後の方向性といいますか、それをお願いします。

○宮城嗣三総務部長 特殊勤務手当は先ほど説明しましたように、勤務の特殊性に着目して支給する手当だということで、これにつきましては社会情勢の変化とか、そういったものによってそれぞれ手当の特殊性なるものが変わってくるだろうと考えてございます。県としましては、その給与につきましては随時見直しをしまして、手当が現実に即しているのかどうかという見直しをずっとやってきておまして、今のところ見直しについては、今回の改正でほぼ見直しは終わりじゃないかと認識しております。

○山内末子委員 結構大幅に減額になっている項目があつたりしていますが、第9条ですか、勤務1カ月につきというところを見ても1万2800円を680円に改めるというような大分減額ですよ。そういった状況を説明をお願いします。

○宮城嗣三総務部長 実は金額的に見るとそういう形になってございますが、これは月額が1万2800円でそれを日額に変えて680円ということでございまして、基本的には現在の月額支給の部分を日額に換算して改正するということが御理解いただけると思います。減額は我々が目的としているところではございません。現状どおりということで、今特殊勤務に従事したときに払うというのが手当の原則なものですから、月額で払っているものですから、それを日額にしたと御理解いただきたいと思っております。

○山内末子委員 それでは、今までは実際には月額で支払いをしていたので、

それに従事をしていなくても払っていたという状況があったということなんですよね。

○宮城嗣三総務部長 一般的に月額という場合は、この勤務には今のところ16日以上勤務すれば月額分払えるという状況がございます。今回の改正はそれぞれ特殊な業務に従事した日数で、日額を掛けていくということがございますので、そんなに大きな差はないのではないかと考えております。

○山内末子委員 あと一点ですが、組合とかとの労使協定といいますか、それについてはどうでしょうか。

○宮城嗣三総務部長 組合につきましては、交渉を行いまして、すべて合意しているということで御理解いただきたいと思えます。

○山内末子委員 今回も改正ですけれども、まだほかにもそういった意味で見直しをするような、そういう項目がこれからもまた出てくるのか、もう少し具体的をお願いいたします。

○宮城嗣三総務部長 特殊勤務手当とか調整数という給与制度については、我々がいろいろ批判を浴びているのが、先ほど申し上げました特殊勤務手当は従事したときに払う手当なのに月額で払っているのはおかしいんじゃないかというのがございまして、今回すべてそういうものは改めるということでございます。あとはほぼこれで今いう給与制度の適正化については、大筋は終わったのではないかと理解してございます。ただ、先ほど申し上げましたように社会経済情勢の変化とか、事情が変化した場合には見直しが出てくるかと考えられますが、大筋では我々としては給与制度については、適正化されたものと認識しております。

○山内末子委員 もう一点だけですが、他都道府県の状況はどうでしょうか。大体こういう感じできているんですか。

○當間秀史人事課長 職員の給与及び手当等の適正化につきましては、沖縄県は他県の先陣を切ってかなり見直しが進んでいるという状況にあります。

○山内末子委員 今回の件も含めてですけれども、先ほどありましたが、表に

して資料をいただきたいんですけども、お取り計らいをお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 少し教えていただきたいんですが、廃止する手当の中で、家畜保健衛生手当とか4つの手当がありますよね。その中で家畜保健衛生手当の場合はかなり増額になっているし、職業訓練手当の場合にはかなり減になっていますけれども、それがなぜそうになっているのか説明していただけませんか。

○**宮城嗣三総務部長** 廃止するという部分については、特殊勤務手当という部分は廃止しますが、特殊勤務手当で支給している給与額相当額について、調整数に置きかえて手当ををしたいと考えております。したがって、その都度勤務の特殊性に着目して、従事した日数でカウントする部分以外に、例えば職業訓練手当というのは日常的に、恒常的に毎日その業務に従事しておりますので、特殊勤務手当ということではなくて、別の給与制度でございます調整数に移行する、ほぼ同額を調整数に移行すると。4つの手当についてはそのように考えております。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、宮城総務部長から、給与制度における特殊勤務手当の位置づけ、支給要件、給料の調整額への移行理由等についての補足説明が行われた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 職業訓練手当は500万円余り減になっているんですよ。なぜ職業訓練手当で減になっているのか、内容を少し知りたいんです。

○**杉浦友平総務統括監** 職業訓練手当と農業教育指導手当につきましては、これまで教育委員会、教育職のほうの産業教育手当いわゆる職業教育学校ですね、その手当が当時は横並びといいますか、見合いにして支給してまいりました。産業教育手当につきましては、昨年10パーセントから6パーセントに率を教育委

員会のほうで改正いたしましたので、それに見合っただ職業訓練手当、農業教育指導手当については6パーセント程度の調整数ということで、今回設定しております。

○新垣清涼委員 家畜保健衛生手当の増の部分は何ですか。

○當間秀史人事課長 他都道府県の調整数の状況を見た場合、そこの均衡をとるという意味で考えたところ、増になっているというところがございます。他都道府県との均衡をとった結果が調整費が1.5ふえているということです。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮城嗣三総務部長から家畜保健衛生手当を特殊勤務手当から給料の調整額へ移行し、その調整数を他都道府県と均衡させた結果、増額となったとの補足説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 他都道府県との均衡をとったということですので、後で資料をお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 先ほどの関連ですけれども、廃止手当の4つを含めて、それぞれ職員の立場からいけば不利益とか利益とか、實際上、実態上はどうなんでしょう。

○宮城嗣三総務部長 先ほど申しあげましたように、今回の改正につきましては給与制度にのっとった形で改正をするということで、特に職員に不利益といえますか、財政的な部分から検討しているものではございません。したがって、労働組合との調整もそうなんです、職員に不利益はないものと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に関する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 13ページをお開きください。

乙第6号議案沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

この議案は、独立行政法人国際協力機構法の一部が改正され、同法第13条第1項第3号が同項第4号に繰り下げられたことに伴い、本条例で引用している当該条項を改正するものであります。

以上が、乙第6号議案沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。

なお、本条例は、公布の日より施行することとしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 自己啓発等休業に関する条例の活用というか、この実態を説明してくれませんか。

○宮城嗣三総務部長 条例制定後でございますが、本県においてはまだ適用した事例はございません。しかしながら、平成21年度については大学院へ就学したいという方が1名、海外への大学への留学予定者が1名の計2名が本条例の

適用を受ける予定になってございます。

○照屋守之委員 この条例をつくったときのねらいというか、そういうものがなくて、これから可能性があるということで理解していいんですか。

○宮城嗣三総務部長 自己啓発等休業制度につきましては、自発的に職務を離れて大学に就学するとか、国際貢献活動を行うという場合に休業がとれる制度でございますが、これは無給ということになるものですから、その無給を承知で、そういう形で就学とか、国際貢献という事例がなかったということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 今の件ですけれども、教育委員会のほうで国立大学法人政策研究大学院大学への予算がついたわけですけれども、そういうものとの関連はこれではないんですか。

○宮城嗣三総務部長 この条例につきましては自発的にというのがポイントでございまして、公務とは関係なしに個人が例えば勉強したい、国際貢献をしたいということでございます。御質疑の件については業務の兼ね合いで、命令で行くと理解しておりまして、基本的にそこが違うということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につ

いて審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 14ページをお開きください。

乙第7号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

この議案は、保健師助産師看護師法の一部が改正されたこと等に伴い、准看護師再教育研修手数料等の徴収根拠を定める等とともに、犬の拘留中の飼養管理及び返還手数料の額を定める必要があることから、条例を改正するものであります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 専門用語が多くて、単語の意味がわからないんですが、ただ少し見比べてみたら同じことについては同じ金額になっているなという感じがしたんですよ。ただ減の中に入っていないものが改定のところに入ってきているのかなど。例えば最初の別表第1のキセノンウェザーメーター、これは改定のところにもあって同じ700円で、熱処理装置とかロックウェル硬さ試験機というのは改めて入ってきたという感じを受ける。これは次のページも同じで右と比べたら、左の現行のものと同じものは右にもあって、それは同じ金額になって、その左に入っていないのが新たに加わってきているというのをきのう見て発見したんですが、全く中身がわからないので、そういう比較をするとわかりやすかったんですけども、これは皆さんは気づいていますか。改める場合の基本的な考え方のようなものがあったら説明してください。

○宮城嗣三総務部長 ただいまの御質疑の件については、これは工業技術センターの機材を使っていたときの使用料等でございまして、機材が新しくふえたということで、これを民間に貸したりする場合の手数料は追加されると、

原則的にはそういうことをございます。

○新里米吉委員 私の気づいた点と一致したということですね。

○宮城嗣三総務部長 はい。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 休憩をお願いします。

(休憩中に、前田委員から変更箇所の具体的な説明を求められ、小橋川
財政課長が補足説明を行った。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 先ほど休憩中にお聞きしたんですけれども、新設で准看護師
再教育研修手数料ですが、これは九州各県といたしますか、全国の状況と比較し
た説明をまずお願いします。

○小橋川健二財政課長 額につきましては、この手数料は基本的に新設という
こともございますので、九州の額と同様の額になっております。

○前田政明委員 後で全国との比較の資料の提出をお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案包括外部監査契約の締結について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 66ページをお開きください。

乙第29号議案包括外部監査契約の締結について、説明をいたします。

この議案は、平成21年度の包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な内容としては、契約金額は1076万4000円を上限と定め、契約の相手方を弁護士の照屋俊幸氏とするものであります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第29号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 契約期間はどのようになっていますか。

○謝花喜一郎行政管理監 1年となっております。

○新里米吉委員 1年間契約をして、同じ人と翌年も契約することもあるし、しないこともあるという理解でいいですか。

○宮城嗣三総務部長 新里委員のおっしゃるとおりでございますが、ただ包括外部監査につきましては毎年年度ごとに変わるということになりますと、監査のやり方とか、そういうものについて、それよりは3年程度は同じ方に継続してもらって、ある対象をかえてやっていただいたほうがいいのかということ、現時点はおおむね2年から3年程度は継続してやっていただいているという状況でございます。

○新里米吉委員 契約のあり方は1年単位で、それと契約金額も1年単位だけれども、1年で終わるということはちょっと好ましくないので、2年から3年はやりますよという含みを持ちながらの1年契約ということですか。

○宮城嗣三総務部長 そういうことでございます。テーマはもちろん年度ごと

に変わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 包括外部監査人というのは1人なんですか。

○**宮城嗣三総務部長** 包括外部監査人は1人でございますが、実際は今回は弁護士をお願いをするんですが、補佐人というのを選任していただきまして、数人からなる弁護士と公認会計士、そういう方々でチームをつくっていただいて、監査を実施するという状況でございます。

○**崎山嗣幸委員** 年間の監査期間というのか、監査事項はどうなっているんですか。

○**宮城嗣三総務部長** 監査する対象につきましては、外部監査人に選任された方が設定することになります。これからその設定に当たっては、県の監査委員、それから監査委員事務局ですね、そういうところと調整をしながら、監査の項目については設定していくということになります。

○**崎山嗣幸委員** 平均して前年度はどれくらいの期間だったんですか。項目とか監査を何回くらいやったのかとか、概略でいいですよ。どういうことをやっているのかよくわからないものですから。

○**宮城嗣三総務部長** 監査の実施状況でございますが、団体数についてはかなり限定されてございまして、それぞれによって違うんですが、平成20年度については補助金等に関する財務事務の執行についてという監査項目になってございまして、財政課が所管しております補助金、ほとんどの項目について監査を実施してございます。それから平成19年度でございますが、沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の執行、それから事業管理、沖縄県の雇用対策事業、社団法人雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行、それから平成18年度につきましては公の施設の管理及び施設管理者との取引等ということで、それぞれ年度ごとに、これは平成11年度から実施してございますが、変わってくるということでございます。

○**崎山嗣幸委員** この包括外部監査の報告なのですが、報告書の内容は議員に報告書とか配ったことはあるんですか。前年度のものはまだ出ていないんですね。

○**宮城嗣三総務部長** 監査結果の報告につきましては、長及び議会に報告する形になっておりまして、平成19年度まではすべて各議員のお手元にお配りしております。平成20年度につきましては、今取りまとめて印刷にそろそろ回すという状況で、御理解いただきたいと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○**前田政明委員** 包括外部監査人を選ぶ基準というのはどうなっていますか。

○**宮城嗣三総務部長** 外部監査契約を締結できる者ということでございますが、地方自治法第252条の28ですか、弁護士それから公認会計士、会計検査と監査実務の精通者、あとは税理士ですが、税理士につきましては当該制度が都道府県ではなく市町村単位でも導入されることが望ましいということで、弁護士、公認会計士等が確保できない場合に税理士までできるという規定がございます。

○**前田政明委員** 例えば契約の相手方を選ぶ場合の選考といいますか、基準といいますか、それはどうですか。

○**宮城嗣三総務部長** 契約を締結できる者については先ほど説明したとおりでございますが、外部監査人の選任につきましては、本県の場合は公認会計士と弁護士という形で運用しております。したがってこの選任に当たりましては、それぞれ公認会計士の団体がございまして、弁護士会などから推薦をいただいているという状況でやっております。

○**前田政明委員** 契約金額が1076万4000円ですか。これはどの程度の作業といいますか、先ほどチームとかありましたよね。この積算根拠というか、大体どういうものを想定して1076万4000円になっているんでしょうか。

○**謝花喜一郎行政管理監** 内訳ですけれども、基本費用というものと実費とい

うものに分けてお支払いしております。この基本費用は日本の公認会計士協会の報酬規程というものの一現在は廃止されているようなんですけれども一それをベースにしまして算定しております、これは基本費用で420万円、それから実際に事務をなさる方々の日当等があります。いわゆる補佐をする方も含めて計算しまして、572万3000円が実費ということになっています。あとは消費税ということになっています。

○前田政明委員 包括外部監査はそれを出たことを踏まえて皆さんとしては活用しているんですね。

○宮城嗣三総務部長 監査結果につきましてはそれぞれ毎年公報に登載しております。それに基づきまして、各部局が指摘を受けた事項につきましても対応策について公報登載をしまして、県民に周知を図っているという状況でございます。

○前田政明委員 周知じゃなくて、監査結果について県としてはどのように反映しているのですか。

○謝花喜一郎行政管理監 毎年度、監査報告は年度末で、今年度は25日を予定しておりますけれども、監査報告を受けましたら、それを総務部におきましては監査対象となった各部局へそれに対する改善措置、それを行うようにということで通知をいたします。その通知結果を今度はまた監査委員に報告いたしまして、監査委員から、先ほど総務部長が答弁しましたけれども、公報で公表するという段取りになっております。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員が外部監査報告の改善措置について確認を行った。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 先ほど休憩中に聞きましたので、もう一度聞きますけれども、その包括外部監査の結果については、どのように反映されているか。先ほど休

憩中にお答えいただいた内容でいいと思いますけれども、お願いします。

○宮城嗣三総務部長 包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があった場合においては、議会への報告ですね、それから長、教育委員会を始め、各種委員会等について、その当該監査結果に基づいて通知をする。その通知を受けた段階において措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するという状況になります。監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないということになっております。

○前田政明委員 それでは、ぜひあれは平成16年でしたか、泡瀬干潟に対する中城湾港でしたか、私もよく使っているんですけども、その結果の資料について公表されているということですけども、資料の提供をお願いしたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第30号議案全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について及び乙第31号議案全国西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更については内容が関連することから、一括して審査を行います。

ただいまの議案2件について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 67及び68ページをお開きください。

乙第30号議案全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について、乙第31号議案西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更についての両議案については、内容としては同一のものでありますので、一括して説明をいたします。

この議案は、岡山市が新たに政令指定都市に指定されたこと、また、岡山市

から全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会への加入申請がなされたことに伴い、平成21年4月1日から、両協議会の構成団体として、岡山市を加え、同時に、両協議会規約を一部変更するため、地方自治法第252条の6に基づき、同法第252条の2第3項の規定の例により、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第30号議案及び乙第31号議案の2件に対する質疑を一括して行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第30号議案及び乙第31号議案の2件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第40号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○**宮城嗣三総務部長** 77ページをお開きください。

乙第40号議案沖縄県教育委員会委員の任命について、説明をいたします。

この議案は、沖縄県教育委員会委員6人のうち、1人が平成21年3月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項

の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て任命することになっております。

御提案いたしました金武正八郎氏は、高等学校教育や教育行政に係る力量が高く評価されており、特に教育センターや高等学校教育課の指導主事、県立学校教育課の主任指導主事、課長補佐、副参事の要職を通算7年間歴任し、本県教育の振興に長年携わってきております。

平成19年4月から現在に至るまで教育指導統括監を勤めており、本県教育行政のかじ取りに大きな役割を果たしてきております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第40号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第40号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第43号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○**宮城嗣三総務部長** 続きまして、お手元の平成21年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その5）をごらんください。

3ページをお開きください。

乙第43号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、説明をいたします。

この議案は、平成20年の人事委員会の給与勧告及び報告並びに他都道府県の職員の給与改定を考慮し、県の職員及び県費負担職員の給与を改定するため、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する

ものであります。

具体的には、新たに副校長及び主幹教諭の職を設置することに伴い、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当に関する規定を整備することとする。

教育職給料表（２）及び教育職給料表（３）について、現行の給料表に特２級を設置することとする。

教育職給料表（２）及び教育職給料表（３）の適用を受ける校長及び教員に対する義務教育等教員特別手当について、支給月額を2万200円から1万5900円に引き下げることとする。

教員特殊残業手当について、支給要件及び支給額を改めることとする。

なお、本条例は、平成21年4月1日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第43号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** これは国においてそういう制度がつくられて、それを受けて県でも条例を改正するということで理解していいですか。

○**宮城嗣三総務部長** そういうことでございます。

○**新里米吉委員** 学校現場にいた者としては、学校経営で管理職をたくさんつくっても学校の機能にとってはどうかなという感じも受けはします。それだけにかかなり限定的にやらないと、例えば学校に校長も副校長も教頭もいても、どういう仕事をするんだろう、実際にいてそう思ったわけで、何名も管理職がいて仕事分担はどうするんだというのがあるわけで、そういう意味ではこれをよく読んでみたら、副校長については3ページ目に、本務として定時制の課程または通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限っておりますよね。3ページの6行目、第29条第1項第1号中、教頭を副校長（本務として定時制の課程または通信制の課程に関する公務をつかさどる者に限る）と書いてありますよね。主幹教諭についても本務として定時制の課程もしくは通信制の課程

に関する公務の一部を整理する者または本務として定時制教育もしくは通信制教育に従事する者に限るということで、副校長、主幹教諭に関しては、ある限定した職場、職務に関するものと理解していいのかどうかですね。はっきり言えば、副校長については副校長を置くところは定時制あるいは通信制課程に限ると理解していいのかということをお聞きしたいんです。

○杉浦友平総務統括監 新里委員が読み上げられたのは第29条でございます、あくまでも定時制通信教育手当の支給対象となる副校長あるいは主幹教諭の説明でございます。したがって、副校長及び主幹教諭について新里委員が御指摘のような定時制あるいは通信制の課程に限るということではございません。

○新里米吉委員 これはあくまでも定時制や通信制には手当があるから、その手当という意味での限定であると。副校長はどういうところに配置しようとしているんですか。

○宮城嗣三総務部長 現時点での運用でございますが、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で複数の教頭が算定されているところ、例えば小学校では12校、中学校で4校、高等学校で23校という状況が1つございます。そういうところでは、副校長を置くという選択肢もあるのかなというのがございます。それから主幹教諭の職につきましては、任意設置の職であるということでございます、これをどのような学校に設置するのかは、各学校の実状を踏まえ、より組織的、機動的な学校運営が必要と考える学校に置くこととなりますが、例えば現在の教務主任を務める教員が選考されるのではないかと考えているところでございます。

○新里米吉委員 高等学校でいえば23校ですよ。休憩をお願いします。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新里委員から複数教頭配置の23高等学校に副校長を配置することかとの確認があり、宮城総務部長から配置の可能性であり、配置するという意味ではない旨の補足説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 副校長を置くというような基準があるのかどうか。あるとしたらどういうことを考えているのか。

○山田保人事管理監 総務部長からお話がありましたように、まず大規模校に置きたい。しかし次年度は初年度ですので、3校程度で、特に大きな学校、それから複数の課程を持っている、通信制・定時制課程のある県立泊高等学校ですね。そういう学校3校程度に置きたいという考えです。

○新里米吉委員 県立泊高等学校は現在も置いていますから、既にかなり何年か前から置いているんで、それは泊高等学校の形態としてはある意味ではよく理解できるんですが、校長1人ではどうしようもない。朝もいる、夜もいるということでもよく理解できます。問題は、昼間部の高等学校においてどうするのかなんですが、理解の仕方として、先ほど教頭2人制をとっていて、しかも大規模校ということではいきますと、教頭2人いたのを1人にして、1人は副校長にするという考えなのかどうかお聞きしたい。

○山田保人事管理監 御指摘のとおりであります。2人いるところを1人を副校長、1人をそのまま教頭ということで、数がふえるわけではございません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 職員の給与改定の件なんですが、今年の4月から特例条例で減額措置が4年間始まるということで給与改定をなされているんですが、この減額の4年間で平均した額は幾らくらいですか。

○宮城嗣三総務部長 職員の給与の特例措置につきましては、給与制度とは別に極めて財政運用上の議論という形で減額をしてございます。今のところ年間約45億円程度、4年間で180億円程度ということで試算はしております。

○崎山嗣幸委員 平均賃金の減額分はわかりますか。

○宮城嗣三総務部長 平均しますと、現在のところ給料が毎月3パーセント、

それから期末勤勉手当が2パーセント削減しているわけですが、主事から部長クラスまで平均しますと15万2900円ということになります。

○**崎山嗣幸委員** 考え方なんですけれども、官民比較をして減額分で1万969円の職員給与を減額されているけれども、減額しない前における格差は極めて少ないからということで例月給の改定なしというような判断をしたということになってはいるんですが、この減額前の官民の比較で改定されているんですが、4年間における、今報告をされた減額されている分については、職員は損失しているということで理解してよろしいですか。

○**宮城嗣三総務部長** 給与の支給要件についてはおっしゃるとおりでございます。ただ特例措置として、附則のほうで平成23年度までは先ほど申し上げました給料の3パーセント、期末勤勉手当の2パーセントについては減額をすることになっております。したがって、結果として職員としては本来給与の特例措置がなければ先ほど申し上げた金額については支給されるものだと理解しております。

○**崎山嗣幸委員** 特例措置で減額されたままということになると、民間と比較をして、この県職員の賃金は1万969円を下回ったという状況の中で勧告されている実態ということで理解してよろしいですか。

○**宮城嗣三総務部長** 先ほど申し上げましたけれども、給与制度上の制度の改正につきましては、人事委員会の勧告報告に基づいて制度は改正してございます。それとは別に財政上の理由から3パーセント、2パーセントのカットをお願いしているということですので、結論としては崎山委員がおっしゃるとおりになっていると理解しております。

○**崎山嗣幸委員** この沖縄県の職員のものは今言っているように受けたんですが、全国的な県職員との比較をして、実態はどうなんですか。この4年間の賃金形態はどうか。

○**宮城嗣三総務部長** 給与の制度そのものは、例えば給料月額等については、ほぼ全国並みと理解してございます。それから先ほど言いました給与の特例措置でございますが、全国状況を見ますと、実績としては42都道府県で同様の措置がとられているということになっております。

○**崎山嗣幸委員** これは職員団体との団体交渉の中で決着がついたものなんですか。

○**宮城嗣三総務部長** 職員団体には理解を示していただきまして、交渉で合意している事項でございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○**前田政明委員** この議案が出てきた背景は何ですか。

○**山田保人事管理監** 国の動きとしまして、平成19年6月に学校教育法が改定されております。それにより平成20年4月から各学校において副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を設置できるという背景がまずあります。それから本県におきましては、先生方の多忙化もあって、学校の先生方は割と自分で悩みを抱え込む部分があるものですから、学校で核となる教務主任とか進路・生徒指導主任、こういうところに主幹教諭を置いて、核となる職員をつくることによって先生方が働きやすい職場ができるのではないかとということでもって導入しております。

○**前田政明委員** 国会で教育3法、教育基本法の改定、私たちは改悪と言っていますが、それに伴う関連の法案の成立に伴って出てきているものですよ。

○**山田保人事管理監** 先ほど申し上げたように、国の動きを受けて本県は考えています。

○**前田政明委員** 私たちは、改悪教育基本法を受けて、この国家統制の強化という形で非常に教育行政本来の立場がかなり萎縮されてきているなど思っておりますが、それでお聞きしたいんですけれども、この副校長それから教頭、主幹教諭の仕事ですね、これは具体的にはどのような権限、その他を持った役割なんですか。

○**山田保人事管理監** 副校長については現在、校長の職の一部を副校長に移管をして、その職務の割り振りを整理している段階であります。例えば現在1日

の年休などは教頭でやって、それ以上は校長専決になっていますが、これを3日までは副校長まで持っていくとか、今ある校長先生の持っている職の一部を移管していこうということで整理中でございます。主幹教諭につきましては、まず一番大きな違いは、現在学校の教務主任、生徒指導主任がいますが、これは教諭がやっています、交代でやっています。ところが主幹教諭というのは一度主幹教諭になりますと、これは新たな職ですのでずっと主幹教諭としてやっていただきます。ですから、同じような仕事をやったとしても、本人の自覚が全然違うと思っております。そういう意味で、学校の今後の運営については、かなり力を発揮してくれるだろうと考えております。

○前田政明委員 主幹教諭というのは、俗に言う教頭先生のお手伝い役かと言っている人もいるんですが、実際上はどうなんですか。

○山田保人事管理監 主幹教諭は管理職かどうかということで議論になりました、我々教育委員会としては明確に管理職ではありませんと。先生方の中でリーダーとしてやってもらいたいという立場であります。

○前田政明委員 副校長先生というのは授業を持つのですか。

○山田保人事管理監 現在、高等学校においては教頭先生は授業を持っておりません。したがって、副校長も授業を持つことはないと思います。

○前田政明委員 教頭先生は、たまに持っているのですか。

○山田保人事管理監 高等学校においては、現在持っている例はございません。

○前田政明委員 校長、副校長、主幹教諭それから指導教諭ですか、この目的とといいますか、なぜそのように校長、教頭でよかったのが、このように細かく給与にも差がついてやるのが、なぜ必要になってきているのですか。

○山田保人事管理監 前と違って学校を取り巻く環境がかなり厳しくなっていると思います。先生方に対する要望もですね。それで、今までの組織と違って、やはり先生方が早目に対応できるようにということで、先ほど申し上げたように学校の核となる教務、生徒指導、そういう部分に主幹教諭を置いて、それだけの処遇をして頑張ってもらいたいということで考えております。

○前田政明委員 今回、国の予算関係を含めたら、今言っている副校長とか主幹教諭というのは大体何千人くらいふえるのかわかりますか。

○山田保人事管理監 全国的には掌握しておりません。

○前田政明委員 全県的には今回どういう形になりますか。

○山田保人事管理監 副校長におきましては高等学校で3名、主幹教諭におきましては県立の特別支援学校、高等学校を合わせて10名程度で、小中学校に關しましては副校長が3名と主幹教諭6名を予定しております。

○前田政明委員 今後の配置の予定はどうなんですか。これで終わりなんですか。

○山田保人事管理監 今年度配置の状況等を見ながら、次年度以降は考えていこうと思っております。

○前田政明委員 教育現場の実態というのは、教育実態調査にもあるように、私たちはふやすなら少人数学級を含めてやるために教職員の配置をふやすべきだと。そういう面で實際上、今の管理教育の中で授業の準備とか子供に接する時間よりも、いわゆる内部の上司との関係とか管理の中で、現場が非常に苦勞していると。私たち流に言えば、改悪教育基本法を受けて、非常に教育現場がさらに国家統制を強めるような形で状況に進んでいるんじゃないかと危惧しているんです。教育現場を萎縮させる、そういう流れとして、教育組織というのは大きく変えていく。これまでの校長、教頭、教諭という組織から、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭など、そういう形で職階による上意下達と言いますか、そういう体制がさらに強まるんじゃないかなと、非常に危惧をしているわけです。そういうことで、全国的にもそういう職制といいますか、そういうものを持ち込むべきではない、望むならば、ちゃんとした教員の配置をふやすべきだというのが私たちの意見です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第43号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時23分 再開

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成20年第83号外14件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

宮城嗣三総務部長

○**宮城嗣三総務部長** ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明します。

資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続陳情が12件、新規陳情が3件となっております。

継続分の陳情平成20年第83号から101号、第163号、第190号及び第191号については、処理概要に変更はございませんので、処理概要の説明は省略させていただきます。

継続分の陳情平成20年第127号について、処理概要の変更がありますので、御説明します。

5ページをお開きください。

陳情平成20年第127号原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情のうち、1.原油や食料等の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得層を中心に所得税を減税するよう国に対し意見書を提出することについて、処理概要をすべて変更しておりますので、新たな処理概要を読み上げます。

所得税のあり方については、経済や財政状況などを総合的に勘案し、国において、個人所得課税の抜本的な見直しを初め税制全般の中で議論されているところであり、県としては、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

続きまして、6ページをお開きください。

陳情平成20年第151号、178号から180号の宮古・八重山支庁組織改編の継続陳情及び在沖八重山郷友会連合会会長大盛永意氏から提出のあります新規陳情、陳情第10号八重山支庁組織改編に関する陳情の処理概要については、処理方針が一緒のため、一括して、御説明します。

地方分権型社会の今日にあっては、住民に最も近い基礎的自治体である市町村が、地域における総合的行政を担い、県は、市町村を包含する補完的、広域的な行政を担うことが求められております。

また、行財政環境が厳しい中、山積する重要課題を迅速かつ的確に処理するためには、意思決定過程で生ずる重層的な手続を可能な限り省き、簡素で効率的な組織を構築することが重要であると考えております。

このような状況も踏まえ、総合的な観点から検討した結果、宮古・八重山支庁については、その内部組織を本庁各関係部と直結させ、事業の迅速かつ的確な執行を確保する効率重視のスマートな組織体制を整備するため、組織の改編を行うこととしたものであります。

なお、沖縄振興計画に位置づけられた主要事業は、支庁改編後も、本庁各部と直結した各出先機関において着実に推進されるものであり、支庁が担っていた情報の集約や調整機能、予算執行権限等についても、これまでと同様に維持し、地域住民への行政サービスを確保することとしております。

なお、支庁組織の改編を内容とする平成20年第4回議会乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例につきましては、平成21年1月13日に開催された平成21年第1回沖縄県議会（臨時会）において可決されたところであります。

続きまして、14ページをお開きください。

大学等非常勤講師ユニオン沖縄執行委員長平井真人氏から提出のあります、陳情第58号琉球大学の外国語授業削減に関する陳情について説明します。

琉球大学は、本県唯一の国立大学であり、高等教育機関として、人材育成に大きく貢献しているものと認識しております。

大学の教育カリキュラム等については、国立大学法人において、大学の社会的な役割等を勘案し、決定されるものと考えております。

続きまして、15ページをお開きください。

社団法人沖縄県子ども会育成連絡協議会会長玉寄哲永氏から提出のあります、陳情第59号沖子連事務所の賃貸料免除に関する陳情について説明します。

今回の陳情は、同法人が入居する、南部合同庁舎の事務所賃貸料の全額免除の要請であります。

同法人への事務所賃貸料は、沖縄県普通財産貸付規程第6条による、普通財産の無償貸し付け及び減額貸し付けに関する取扱い基準に基づき、5割減額で貸し付けているところであり、今回の要請については、同貸付規程に該当しないため、無償貸し付けはできないものと考えております。

以上、総務部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

○**前田政明委員** 継続の陳情平成20年第191号私学助成の兼ね合いで、教育委員会に私立高等学校その他のことを質疑しようと思いましたが、これは総務部所管だということで質疑ができませんでした。私立学校のおかれている状況が運営上も含めて大変厳しい状況になってると思いますけれども、今の父母の働く条件とかそれから倒産、廃業などでも新聞でよく報道されていますが、私学のですね、ちょっとお聞きしたいのがこの関連で今の私立学校の通っている父母の皆さんというか、子供たちの状況をどのように掌握されていますか。

○**宮城嗣三総務部長** 私立学校につきましては建学の精神と独自の校風のもと、特色ある教育を実践し、個性豊かな人材育成に貢献するとともに、本県学校教育の発展に重要な役割を果たしていると考えております。そういう観点から私立学校が果たす役割、重要性にかんがみ私学助成等の支援を行っているというところでございます。

○**前田政明委員** 公立学校もそうですけど、この前NHKでしたかね、子供たちの貧困の問題で私立高等学校に通っている子供が、中小零細業者の工場の子供でしょうか、あちらこちら学校をやめざるを得ないとか、そういう面で全国的な流れとして、私立学校に通う子供たちが授業料が払えなくて中途退学をせざるを得ないとか、卒業式に卒業証書がもらえないとかですね、かなり今の経済的不況のもとで経済的理由で学ぶ権利を奪ってはならないという立場から、

高等学校授業料の滞納問題等について教育委員会のほうは聞いたのですが、私学については私たちの管轄じゃないと、総務部ですということでしたので、陳情を見たらこういうことなので、沖縄における私立高等学校の子供たちの授業料の滞納状況ですね、それから経済的理由で中途退学をしたという生徒数は何名ぐらいいますか。

○宮城嗣三総務部長 御質疑の件については、現在把握していないということでございます。

○前田政明委員 どこが把握するんですか。

○宮城嗣三総務部長 授業料滞納状況それから途中でやめられた方々につきましては、それぞれの私学の法人経営の中身ということでございまして、特に我々として把握しているという状況にはございません。

○前田政明委員 私がさっきから言っている教育委員会にそういう子供たちの貧困というかそういう面で高等学校授業料の滞納をしたり、退学処分になったりとかということについて聞きたいけれどもと言ったら、「いや議員それは教育委員会ではありません。」と。少しおかしいんじゃないか、教育行政ではないかと言ったら、「いや総務部所管です。」と。だから「総務部で聞いてください。」ということですね。そういう意味でこの私学、私立学校の運営費補助の問題含めて、大事なものだと思って聞こうと思ったのですが、皆さんとしては一切そういう私立高等学校の子供たちの退学だとか、経済的理由で困窮しているとか、そういう状況については把握していないと理解していいわけですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほど答弁しましたとおり、各学校法人の経営方針等々もございまして、そういう意味で把握はしてございません。参考までに全国と比較しました私立学校の状況、授業料の状況を申し上げますと、保育料、授業料の大体の概念的なこと申し上げますと、全国平均のほうが高等学校、中学校、小学校、幼稚園ともに高く、九州平均が三番目、失礼、高等学校につきましては全国平均が一番高く、沖縄県が二番目に高い、九州平均が若干低い。それから中学校につきましては全国平均が一番高く、九州平均が二番目、本県の場合は三番目です。小学校、幼稚園についても同じような傾向でございます。

○前田政明委員 済みませんが、初めてなのでもうちょっと具体的に、先ほどの高等学校、中学校いわゆる授業料が年間だと幾らということで御説明願えませんか。

○宮城嗣三総務部長 それでは、授業料、保育料含んでの平均でございますが、高等学校につきましては本県が30万5250円、全国が34万9038円、九州が29万7655円ですね。中学校につきましては本県が30万4200円、全国が37万7410円、九州平均が30万4442円、小学校でございますが、本県が21万7200円、全国平均で37万6026円、九州平均が25万7945円、幼稚園がですね、本県が19万9456円、全国が24万3181円、九州平均が23万4735円となっております。

○前田政明委員 急で申しわけないんですけど、沖縄の場合どうなります。私立学校でなく、公立学校との比較。入学金ってないんですか。

○宮城嗣三総務部長 済みません、高等学校の授業料でございますが、公立学校の場合は11万7600円ですね。入学金についてはちょっとお待ちください。入学金については申しわけございません。いまちょっと資料の持ち合わせがありません。

○前田政明委員 中学校の比較ってできないんですか。

○宮城嗣三総務部長 中学校は無料だそうです。済みません、私も今聞いたんですが。

○前田政明委員 突然で申しわけないんですけども、高等学校で30万5000円、一応授業料だけですよね。その他必要なものを含めたらかなりになると思うんですけど、きのうも高校入試の発表があって、いろいろ公立私立に行かれる要件もあると思いますけど、要望も。休憩をお願いします。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から入学金等については後日聞くので調査しておいてもらいたいとの依頼があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 私立学校の運営ということで、先ほどの高等学校授業料の問題でも約3倍ということで、私学は私学なりの理念があつて、またそれなりの出費も多いと聞いておりますが。そういう面では今までお父さん、お母さんの仕事が順調で、割かし公立学校と比べても高い授業料の中でもやっていけたと。ところがそういう負担ができなくなって途中でやめるという子供たちが、大変ふえているというのが、全国的にも、さっきNHKでも放送されています。そういう面では、総務部でありますけれども、そういう子供たちの置かれている状況をよくつかんでいただきたいです。すなわち教育委員会でいつも聞いていますけど、高等学校授業料を払えないという経済的理由によってこの私立の小中高になりますか、そこで状況が出ているのかというのは、ぜひね、子供の貧困の問題とか、今の置かれている学ぶ状況の問題としてこれは押さえていただきたいと。それからそういう面で、それにかかわるような形で、公立学校所管の教育委員会で質疑しているような中身で、ちょっと、経済的理由で払えなくて学校に、状況はわからないですけど、公立学校でいえば3カ月以上滞納したら出校停止処分というのが今回も300人を超えてありますけど、そういう状況があるのかとか、そういう面で私学で学ぶ子供たちも、しっかりと学ぶ権利というか、経済的理由で学べない状況になってはいけないと思います。そういうことで、そのところは次の議会待ちではなくて、早目にちょっと調べていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○宮城嗣三総務部長 ただいまの委員御質疑の件につきましては、一応調査を依頼しまして、できるだけ取りまとめたいと考えております。ただ、若干先ほど申し上げましたけども、法人の経営との関係もございますので、そこら辺は御理解をお願いしたいと思っております。

○前田政明委員 よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、陳情第10号。支庁長制度が廃止されることとなりますが、参事監の配置とか、皆さんなりに、私は反対しましたがけれど、いろいろと対応を考えていると思いますので、人事異動も大体内定していると思いますけれど、どのような状況になる予定なのか、そのところ宮古、八重山の事務所でしたか、その変わる状況の中で、どういう変化が生まれているのかということをお説明をお願いします。

○宮城嗣三総務部長 宮古事務所、八重山事務所につきましては、県議会のほうの附帯決議もございましたので、4月1日付で参事監兼所長を配置するという事で対応を考えております。

○前田政明委員 ここにあります権限の拡大ということに対しては、長い意味では地域完結型というような方向が必要だと思えます。

次に、陳情第59号ですけど、これは以前にも質疑されて、去年の委員会質疑の資料を見たのですけれど、貸し付けの問題で、免除といいますか、そういう対象となる要件というんですか、それを御説明いただけませんか。

○武内孝夫管財課長 普通財産の貸し付けにつきましては、沖縄県普通財産貸付規程第6条に基づいて普通財産貸付料の減免基準というのを作成してございます。その中で、無償で貸し付けできるものとしては大きく2つありまして、そのうちの1つ目として、他の地方公共団体またその他公共団体において、次の施設の用に供することということで6項目ほど列挙してございます。まず、1つ目が道路、いわゆる公衆用道路という形での部分、それから2つ目に公園とか用排水路、火葬場、ゴミ処理場、そういうような市町村が設置すべき、設置している公共施設です。それから3つ目として上下水道の施設、それから4つ目として保護施設、児童福祉施設等、5つ目に学校施設、それから6つ目として災害が発生した場合における応急措置の用に供するときと、それが大きく分けて1つ目ですね。それから2つ目としては地方職員共済組合沖縄県支部が借りる場合、この中には警察共済組合とか公立学校共済組合等も入ります。それか社会福祉法人の保護又は措置施設と、それから日本赤十字社沖縄県支部が借りる場合と、こういうのが基本的に無償貸し付けという対象になっているところですよ。

以上です。

○前田政明委員 これは公共的団体ということですか。

○武内孝夫管財課長 他の地方公共団体その他の公共団体においてという形で規定してございます。

○前田政明委員 休憩をお願いします。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から公共団体の定義及び対象となるのかとの確認が行われた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。
前田政明委員。

○**前田政明委員** 先ほど答弁がありました社会福祉法人とか地方職員共済組合とか日本赤十字社とか、私は先ほど休憩中に確認しましたが、公共団体、これは自治体ですね。また公共的団体という規定がございますね。

○**武内孝夫管財課長** 今委員のおっしゃった部分については5割以内の減額というところの中に、「次に公共的団体が県の指揮監督を受けて行う業務、事業の用に供する場合に5割以内の減額で貸し付けることができる」ということであります。

○**前田政明委員** この免除の規定にはないわけですか。

○**武内孝夫管財課長** そうです。無償貸し付けの部分、いわゆる全額免除の部分には、それはありません。

○**前田政明委員** ない理由はどうしてですか。

○**武内孝夫管財課長** やはり、市町村いわゆる地方公共団体等が道路とか公園で、そういう形の非常に公共性の高い部分については一応、その事情を勘案して全額免除で貸し付けるというふうな規定となっております。

○**前田政明委員** 陳情者の沖縄県子ども会育成連絡協議会ですか、これは他の都道府県でも皆さんと同じ解釈なんですか。大体皆同じ並びなんでしょうか、扱いは。

○**武内孝夫管財課長** 同等の並びだと理解しているところです。

○**前田政明委員** 休憩をお願いします。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から他都道府県の要綱、規程上も同様に規定されているのかとの確認があり、武内管財課長から詳細は把握していないとの説明が行われた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 子ども会育成連絡協議会に九州各県で無償で貸しているところがあるわけですね。

○**武内孝夫管財課長** ございます。行政財産部分で無償貸し付けというのは事例があります。

○**前田政明委員** この間の質疑を見ても、去年の質疑を見ましても、この子ども会育成連絡協議会の役割については総務部長も高く評価しているんですね。そこも簡単に教えてください。

○**宮城嗣三総務部長** 沖縄県子ども会育成連絡協議会につきましては、委員御指摘のとおり、児童・生徒の子供の育成にかなり貢献していることは理解してございます。ただ陳情の趣旨そのものが普通財産の減免要請という形になっておりますので、普通財産につきましては先ほど申し上げましたとおり、一定の基準がございますので、それについてはおこたえできませんということでございます。

○**前田政明委員** 子供たちの育成その他将来の子供たちを健全な発展を進める意味で大変大きな役割を果たしていると、例えば手法としてはさっきありました行政財産の中でスペースがあってその行政の、ここに書いてあります、おきなわ青少年育成プラン—ジブンナー21ですか、一側面を担当していると、そういう面で県の青少年育成プランの実践部隊だと、そういう面で皆さんの便宜の流れの中で、理屈としては行政財産の中で、それなりのスペースがあれば無償になるということですか。

○**宮城嗣三総務部長** 沖縄県子ども会育成連絡協議会の所管につきましては実

は教育委員会でございまして、その教育委員会のほうで、例えば今いう行政を進める段階に当たって非常に重要な組織等々ということが1つ、それからあとは行政財産ですね、そのスペースがありやなしやという検討を踏まえれば、それは教育委員会がしかるべき対応が可能であると考えております。

○前田政明委員 普通財産の運用として去年、一昨年でしたか、きょうは余り必要ないと思えますけれど、不動産業者には無償で貸して、社会福祉法人の保育所その他から無償だったものを有料にするのはけしからんということで我々も議論はしましたけれど。今の流れの中で皆さんが運用の規定とかそういうのを変えれば、普通財産でも免除できる方法とかありますか。それとも法律的に普通財産においてはという形で、上位法といいますか、仕組みの流れの中で、これはできないとなっているのでしょうか。それともまだ沖縄県の裁量として、いわゆる公共的な役割を果たしていると、そういう面では普通財産の流れで社会的、行政的にも大変貢献を果たしていると、そういう面では公的団体に準ずるといような評価をすれば、今後の対応としては、それから理屈上できる可能性があるのかないのか、そのところちょっと。

○宮城嗣三総務部長 厳密な意味で法的な規制があるかないか、どうかについてはもうちょっと詳細の検討が必要になりますが、先ほど申し上げましたように、普通財産につきましては効率的に運用するというのが原則でございます。したがって、今の我々の基準の考え方からしますと、普通財産で10割減免というのは、先ほど管財課長が説明した基準で今後とも運用していきたいと考えてございます。

○前田政明委員 こうりつてきというのは高い率的とういうことなんですか。

○宮城嗣三総務部長 ざっくばらんに申し上げますと、賃料を取ってということですね。普通財産の場合はそういう形で基本的には考えています。

○前田政明委員 今のお話では要綱で、法令というよりも普通財産をどう管理するかという立場での問題ですよね。社会福祉事業団の場合も議論になりましたけれども、宮崎県含めてその他では無償対応、無償贈与という場合に、皆さんは財産の運用としてお金を取るというような判断をしました。そこは私はきょうはこれで終わりますが、議論としてはやはり補助、助成と事業執行の中で、多くの関係団体の補助やその他で削れる中で、やはり九州各県と比較しても、

年間事業に対する助成額というのが大変少ないんじゃないかなと。そういう面では実質的に見直しをする必要があると思いますけど、ちょっと質疑の中身変わりますけど、年間事業に対する助成金で、九州各県の団体との関係で大体どうなっているんでしょうか。

○宮城嗣三総務部長 沖縄県子ども会育成連絡協議会に対する県の支援というのは、実は所管でございます教育委員会に対応するという形になります。補助金の交付金額につきましては平成20年度が13万4000円、平成21年度は16万5000円を予定しておりまして、平成21年度にですね沖縄県で九州地区の子ども会育成研究協議会が開催されるようございまして、別途30万円を交付するという形で計画をしているようございまして。

○前田政明委員 一応この問題、先ほどありました陳情の添付資料の中にもついてますけど、熊本県の36万9000円とか、一番多いのは福岡県70万円、いろいろありますけれど、先ほどの平成19年の14万円ということでしたから、今回は一定の改善があると思いますけれど、ぜひこのところですね、普通財産でも、やはり私は社会福祉法人だと、収益を目指さないですね、そういう公的な団体についてはやはりもっと要綱を見直して、社会貢献とか、そういう子供たちの育成のために活動ができるような形の改善が必要じゃないかなと思います。そういう面では大変経済的に厳しい中で、多くのこの子ども会育成会の皆さんがボランティアでやっているという状況ですから、そういう面では、そのところを強く要請しまして、また後で勉強させていただいて、最後に宿題としてちょっと、普通財産としてそういう子ども会育成会関係の、全国的な形での子ども会育成連絡協議会の事務所の取り扱いについて、その要綱とか、そういう無料か幾らかというやつを次回の議論の前提で調査して、資料として、委員長に提出していただくように要請したいと思いますけれども、よろしくお取り計らいをお願いします。

それから、最後に琉球大学の陳情第58号の、これは一生懸命那覇新都心地区なんかで署名などをしている状況を見ているんですけど、いろんな、論壇なんかでも琉球大学の語学力といいますか、生徒が十分学べる機会が弱まるんじゃないかなという形などでずっと拝見しているんですけど、これに対しては先ほど処理概要とありましたけど、これは県としてこういう方々の要望に対してどういうことがもう少しできるかできないか、もうちょっと詳しく説明してください。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮城総務部長から大学自治権に関することについては関与できないとの説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 先ほど休憩中に答弁されました内容で結構ですけど、一応答えていただけませんか。

○宮城嗣三総務部長 大学の運営につきましては経営協議会というのがございます。これは学内の審議機関、大学法人の経営に関する重要事項を決定するという機関でございます。それから、教育カリキュラムにつきましては同じように学内の代表者で組織する教育研究評議会というところで審議されるものでございまして、大学の自治という観点から、県からそこに対して要請等々については今のところ難しいかなと考えおります。

○前田政明委員 私は独立行政法人化ですね、国立大学そのものが独立行政法人化される中で、経営責任という流れの中で、やはり、どう経費を、運営を削るかというふうになっているかどうかはわかりませんが、いずれにしろ本来国立大学であったときには起こらないであろうと私は思っていますけど、独立行政法人化、いわゆるその国立大学の独立行政法人化の流れの中でですね、大学の自治すなわち、学問の自由というのがですね、かなり狭められているなという思いはします。そういう面でぜひ沖縄県の大変な人材を養成する貴重な状況を、本当に将来の沖縄を担う、または日本の将来を担う若者が学ぶところなので、思い切って必要なカリキュラムの充実、それから学ぶ状況を保障していかなければいけないじゃないかなと思います。終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 7ページ目、陳情平成20年第163号、処理概要で「個人県民税における寄付金控除の対象として県内に私学学校を設置する学校法人を指定する方向で検討したいと考えております」となっていますが、検討は進められ

ているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。期待が持てそうな処理方針なんだけど。

○下地功税務課長 寄付金の条例化については、現在、他都道府県の状況、他都道府県での現在制定済みのところが14県あります。それから、12月議会で上程したのが8県でして、今後引き続き検討するところが20県くらいあります。その辺の、いわゆる制定の仕方、どういうやり方をするのかというのを、もうちょっと状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○新里米吉委員 14県が既に控除の対象にして、8県が去る議会で提案をしてということはもう22県については走って、これから走るということになりますね。さらに20県が検討中と。その20県の中に沖縄県が入る、こういうことですか。

○下地功税務課長 他都道府県の制定の仕方いろいろありまして、例えば、一つの例として千葉県を申し上げますと、県内に校舎等を有する学校法人等という表現の仕方、それからそのほかには、県内に主たる事務所を有する法人とか、表現の仕方によって、例えば、学校法人全体を指定してしまうと、いわゆる他都道府県のほうに寄付したのも全部控除しなきゃいけないというようなところがあります。その辺も少し整理しないといけないですから、もうちょっと検討する時間をいただきたいところでございます。

○新里米吉委員 今の説明から判断しますと、もう沖縄県もやるという決意は固めた。後はどういう条例にするか具体的な、例えば建物も沖縄にあるとか、あるいは事務所があればいいのかとか、そういう具体的な、中身を他都道府県の例も見ながらそれを検討してから決めると、こう受け取れたんですがね。もうやる方向性をほぼもう固めたと聞き取れたんですが、それでいいですか。

○宮城嗣三総務部長 私学の学校法人に関しましては、先ほど税務課長が答弁したとおりでございます。やる方向性で検討しております。ただ、学校法人だけではなくて、公益社団・財団法人、あと社会福祉法人、更生保護法人とか、それ以外の法人もあるものですから、そこら辺と歩調を並べるかどうか、そういうところまでひとつ検討をさせたいと考えております。

○新里米吉委員 今の件については、税務課長も総務部長の回答もかなり前向

きだと受け取れましたので、しっかり具体的な中身を早目に詰めていただければと思います。それで先ほどもありました、最後の陳情第59号の関係ですが、普通財産と行政財産があって、県内において普通財産の取り扱いで無償になるのは7つの項目だったですかね、があると。例えば道路とか公園とか上下水道とか保護施設とか学校施設とか、そういう等々については無償だけれども、それ以外の公共的団体の場合は5割を上限にしての貸し付けだと、こう理解していいんですか。

○宮城嗣三総務部長 普通財産貸付規程の減免基準によりますと、そういうことです。

○新里米吉委員 一般的に九州各県との比較がいろんなもので行われているわけですが、九州各県も似たような規定なのかどうかお聞きしたいんですが。

○宮城嗣三総務部長 九州各県の基準については、詳細は把握してはございませんが、主にそのとおりかなと考えているところであります。

○新里米吉委員 あと、普通財産のところに入居しているんで九州各県の普通財産との関係がどうなのかというのが一つ、これからの検討課題じゃないかなというのがあります。それと先ほどの答弁でも無償になったり、かなりそういう部分については行政財産の中に入っているということで、沖縄県の場合、行政財産の場合はそういう団体は全部無償になっていますか。

○竹内孝夫管財課長 いま委員がおっしゃられた質疑なんですけど、この中でですね、いわゆる県の事務事業を代行する団体等ということで、18団体が免除を受けている団体がございます。ちなみにどういう団体かといいますと、例えば沖縄県ユネスコ協会、これは事務局長が県の生涯学習振興課長であるとか、また総合行政情報ネットワーク運営協議会の会長が企画部長とか、そういうような18団体については免除ということで県の事務事業代行、または委託して実施している団体と、沖縄県子ども会育成連絡協議会についてはそういう事実はございませんということをおっしゃっています。

○新里米吉委員 僕が聞いたのは、行政財産の中に入居しているところは全部無償で貸し付けているのかどうか、行政財産の中に入っている団体で無償と有償があるのかとこれを今聞いているわけですよ。沖縄県子ども会育成連絡協議

会は行政財産でないことはさっきの質疑で話し合いは終わっているわけだから、沖縄県子ども会育成連絡協議会の話じゃない。

○竹内孝夫管財課長 行政財産の中でもいわゆる減額がない、免除なし、100パーセント賃料を取っているところと、減免という形で免除している団体もございます。ちなみに100パーセント取っているというのは銀行とか郵便局、こういうところですね。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情平成20年第163号と関連をしてなんですが、先ほど前向きに検討したいという答弁だったんですが、これは個人県民税における寄付金控除の検討なんですけれども、先ほどの答弁からすると、そういう方向からすると、所得税とか市町村民税は各自治体が決めることでありますと書いてあるんですが、連動すると思うんですが、これは所得税も市町村民税も減額控除の対象になることが想定されるんですか。

○下地功税務課長 まず所得税ですけど、いわゆる地方税のほうで控除できるのは、所得税で控除の対象となっている寄付金ということで、その範疇の中ですから所得税は控除されます。その範疇の中から選んで条例化するわけで、だからそういうことでは所得税は控除されます。もう一点、市町村民税についてはそれぞれの市町村で条例化しないと控除できない、ということになります。

○崎山嗣幸委員 そうなると国の所得税については手続はいらないけれど、これが、沖縄県がそういうふうにした後には各市町村も、全部の市町村が条例化するならば市町村民税も含めて控除の対象になるということで理解をしています。よろしいですか。

○下地功税務課長 そのとおりでございます。

○崎山嗣幸委員 これそうなると、税金控除における沖縄県なり市町村財政の歳入とかという関係も影響は起こってきますか。

○下地功税務課長 当然税率分、寄付した分の5000円を引いた残りの10パーセ

ントが控除対象になりますので、その分の税収への影響は当然あります。

○**崎山嗣幸委員** これはそうなると、各自治体における歳入の影響が起こるといふことで理解しておきますが、これは先ほどの検討というのはいずれからというのか、地方も県も検討するところも起こってくるようなんですが、めどとしてはどうなんですか。いつぐらいのめどで実施されるということになりますか。

○**下地功税務課長** 今のところは平成21年度中には条例化したいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** これは当然、政治家もそこに寄付するということは控除されるということなんですよ。あっ、これはできないですよ、学校法人に。撤回します。そうですよね。資金管理団体ではないからね。次にいきます。

陳情第59号の中で聞きますが、先ほどの答弁で5割減額でしかできないといふことの答弁でありましたが、この条件を5割は減額をしてるんだけど、その他仮に助成とするならば、助成金は聞いたんですけども、事務所費に対する助成金という部分を含めて、これは加えて検討することはできるんでしょうか。

○**宮城嗣三総務部長** 議論してますのは普通財産の賃借料をどうするかという議論でございまして、それを加えてその団体に助成するかどうかにつきましては沖縄県子ども会育成連絡協議会を所管している教育委員会のところで議論される話だと理解しています。

○**崎山嗣幸委員** 先ほど、行政財産で県の事務代行をしているところについての件が出ましたけれども、この沖縄県子ども会育成連絡協議会そのものが、沖縄県なりの関連する行政事務というのか、担うことにするならば再考することってあり得るんですか。

○**宮城嗣三総務部長** 普通財産につきましては先ほど答弁したとおりでございます。それで、県の事務事業を担うかどうかにつきましては極めて教育委員会の所管事項だと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 通常各地域の中における自治会組織とかが各市町村の業務代行をして業務手数料とかが入っていたり、あるいは事務所費の軽減とかしてい

るところもありますが、沖縄県ではなくて各市町村自治体における沖縄県子ども会育成連絡協議会への支援とかということも含めて、事務所費に限ってですよ、方法というのか、想定されますかね。想定というのか、皆さんの考え方として、各市町村の中でフォローすることっていうふうにも考えられますかね、沖縄県ではなくて。わからなければわからないで。

○宮城嗣三総務部長 補助金につきましては各地方公共団体、その行政目的を実現するために必要か否かという検討を踏まえて、各市町村で決定されるべきだと理解しております。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても沖縄県の沖縄県普通財産貸付規程で先ほど決まっているということですから、これを変えていくのか、あるいは、あれこれ聞いているが、いろんな方法があるのかどうかについては、模索しなければいけないということになりますね。一応、見解をお願いします。

○宮城嗣三総務部長 先ほど答弁しましたとおり、普通財産の運用基準につきましては、我々としては現行どおり運用していきたいと考えてございます。したがって、沖縄県子ども会育成連絡協議会の件につきましては、別の方法で対応したほうがいいのかとと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 私学助成には反対ではないし、多いにやっていくべきだと思っております。それを前提に、過去にも聞いたことがあるんですが、手元に憲法がないんですが、憲法第41条には確か私学について書いてあるんですよね、これと教育基本法の、憲法第41条では確か私学には助成できないというような感じのことが書かれていたと思うので説明してください。

○真栄城香代子総務私学課長 ただいまの御質疑ですけれども、憲法第89条でよろしいでしょうか。いわゆる公の財産の用途制限というところですか。ちょっと読み上げますけれども、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」ということでしょうか。

○浦崎唯昭委員　そういうことです。

憲法第89条、これとのかかわりと今の教育基本法とのかかわりをちょっとだけ教えてください。

○真栄城香代子総務私学課長　はい。これを受けまして、教育基本法の同じく条文を読み上げますけれども、教育基本法の第8条で、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成、その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」となっております。

○浦崎唯昭委員　それは憲法第89条とのかかわりでも、公のかかわりで教育基本法はできてるからいいということで理解すればいいわけですか。

○真栄城香代子総務私学課長　はい。それでよろしいかと思えます。

○浦崎唯昭委員　ありがとうございます。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員　今の12ページのところですけれども、陳情者からは他都道府県並みの水準に引き上げることと、運営費の2分の1を目標にということで要望が出されていて、皆さんは所要の予算措置に努めてまいりますとなっておりますけれども、これは要望どおりいくと理解していいのでしょうか。

○宮城嗣三総務部長　私学に対する助成費の水準ということでお答えしますと、県の平成18年度の水準、平成19年度水準、平成20年度の水準ですね。おおむね全国の助成額とそんなに変わらないと理解をしております。

○新垣清涼委員　ここにそういうふうに他都道府県並みの水準に引き上げることと書いてあるものですから、皆さんの状況はどうなっているのかなということなんですけれども、いま全国並みとおっしゃったので、今九州8県の平均と沖縄県の実際の支出額、わかりましたらお願いします。

○宮城嗣三総務部長 生徒1人当たりの決算の状況で申し上げますと、九州8県の平均、手元にはございませんが、全国との比較を平成19年度でやりますと、高等学校につきましては、沖縄県が28万7333円、全国が31万5869円で全国より低くなっております。中学校につきましては、本県が28万4635円で全国で27万7635円、これは当県のほうが高くなっております。小学校につきましては、沖縄県が29万7520円、全国平均が24万7500円で、これも本県のほうが1人当たりについては実績で高くなっているという状況でございます。幼稚園でございますが、本県が16万5956円、全国平均が15万7909円でございますので、沖縄県のほうが、それについても上回っているという状況でございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 琉球大学の外国語授業の削減についてですけど、先ほどあの教育カリキュラムについては県の関与するところではないとおっしゃっていただいたので、ちょっと、質疑するのも何かなと思ったんですけど、その授業削減について、そうなった背景ですとか理由については把握はしてませんか。

○宮城嗣三総務部長 非常に恐縮でございますが、大学の教育課程の編成について、県でお答えする立場にないと理解しております。

○山内末子委員 こういうふうにして陳情が出たわけですから、それが出た時点で、やはりある程度のなぜそうなったのかぐらいのことは把握する必要はあるのかなと思いますけれど、どうでしょうか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、真栄城総務私学課長から状況の概要説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次回は、明 3月18日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫